

# 第 2 日 目

(6月29日)

第2回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成23年6月29日(水曜日)

午前9時59分開議

午後0時14分閉会

本日の会議に付した事件

平成23年度主要事業等の説明（環境生活部・病院局関係）

議案第18号 平成23年度熊本県一般会計補正予算（第3号）

議案第19号 平成23年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算（第1号）

報告第1号 平成22年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第8号 平成22年度熊本県病院事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について

報告事項

- ①水俣病対策の状況等について
- ②地下水保全に係る主な取組状況について
- ③ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査測定等（平成22年度）の結果について
- ④「水俣湾環境対策基本方針」に基づく水俣湾の環境調査及び水俣湾埋立地の点検・調査結果（平成22年度）について
- ⑤公共関与による管理型最終処分場の整備について
- ⑥第9次熊本県交通安全計画の作成について
- ⑦熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針（第2次）の策定について

出席委員（8人）

委員長	溝口幸治
副委員長	上田泰弘
委員	西岡勝成
委員	岩下栄一
委員	平野みどり
委員	藤川隆夫
委員	早田順一
委員	九谷高弘

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 谷崎淳一

政策審議監兼

環境政策課長 内田安弘

環境局長 山本理

県民生活局長 田中彰治

水俣病保健課長 田中義人

水俣病審査課長 高山寿一郎

環境立県推進課長 田代裕信

環境保全課長 清田明伸

自然保護課長 小宮康

廃棄物対策課長 加久伸治

公共関与推進課長 中島克彦

くらしの安全推進課長 松山昌紹

消費生活課長 杉山哲恵

首席審議員兼

男女参画・協働推進課長 中園幹也

人権同和政策課長 清原一彦

病院局

病院事業管理者 横田堅

総務経営課長 田原牧人

事務局職員出席者

議事課課長補佐 濱 田 浩 史  
政務調査課課長補佐 森 田 学

午前9時59分開議

○溝口幸治委員長 それでは、昨日に引き続き委員会を開きます。

本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることにいたしました。

本日の委員会は、執行部を交えて初めての委員会でありますので、執行部の幹部職員の自己紹介をお願いします。

紹介は、自己紹介名簿に従い、課長以上をお願いいたします。

それでは、よろしくをお願いいたします。

（環境生活部長～人権同和政策課長、病院事業管理者～総務経営課長の順に自己紹介）

○溝口幸治委員長 あと、審議員、課長補佐については、お手元の委員会資料に入っております。ぜひ名乗りたいという方がいらっしやったら——いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 それでは、主要事業等の説明及び付託議案等の審査に入りますが、質疑については、執行部の説明を求めた後に受けたいと思います。

本日の説明等を行われる際、執行部の皆さんは着席のまま行っていただきたいと思えます。

それではまず、環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いいたします。

谷崎環境生活部長。

○谷崎環境生活部長 それでは、総括説明をさせていただきます。

初めに、平成23年度の環境生活部の概要につきまして御説明を申し上げます。

まず、当部の組織、機構でございますが、

新たに、部内局として、環境局及び県民生活局を設置しまして、2局12課2出先機関という構成でございます。昨年度からの主な変更点としましては、総務部から男女参画・協働推進課を移管し、課内室でありました環境立県推進室及び公共関与推進室をそれぞれ課に改編いたしております。

次に、平成23年度当初予算でございます。一般会計の当部関係予算は、総額181億8,500万円余でございます。

その主な施策について御説明をいたします。

まず、水俣病対策につきましては、特別措置法により、被害者の方々を可能な限り早期に救済するため、現在全力を挙げて取り組んでおります。本年度の予算は、その救済に伴い必要となる療養費等を計上いたしております。また、胎児性・小児性患者の方々やその御家族が住みなれた地域で安心して暮らしていただけるよう、日常生活を支援する福祉サービスの充実にも取り組んでまいります。

水銀削減に向けた取り組みにつきましては、平成25年度に我が国で開催される予定の水銀条約に関する外交会議の招致も視野に置いて、エコパーク水俣等の水銀灯や蛍光灯をLED照明に変えるとともに、県内の水銀含有製品に関する現況調査等を実施することとしております。

環境施策の総合的推進につきましては、3月に策定いたしました第4次熊本県環境基本計画の周知を図るとともに、環境教育学習の機会提供や環境保全活動を推進してまいります。

地球温暖化対策につきましては、家庭部門での温室効果ガスの排出削減を進めるため、環境に配慮した行動を実践する方々に、一定のサービスが受けられるポイントを交付する仕組みを試行するほか、事業部門では、省エネ設備の導入やエコ通勤を推進する事業者を支援するなど、県民総ぐるみの地球温暖化防

止活動の拡大に取り組んでまいります。

有明海・八代海の再生につきましては、有明海・八代海再生に向けた熊本県計画に基づき、引き続き種々の環境保全活動に取り組めます。また、有明海や八代海での水質環境基準未達成海域において、引き続き重点的な水質調査を実施するほか、新たに、沿岸5県が共同して行う広域かつ長期の水質調査にも取り組んでまいります。

地下水対策につきましては、水量、水質の両面に係る保全対策の充実強化を図るため、地下水保全条例の改正に取り組めます。また、地下水は公共水であるとのキャンペーンを展開し、県民、事業者、行政が一体となった地下水保全の協働体制づくりを推進します。さらに、硝酸性窒素による汚染の防止対策にも取り組んでまいります。

大気や水質保全につきましては、引き続き、大気や公共用水域の常時監視を行うとともに、排出事業者への立入調査の実施により、公害防止並びに環境の保全に努めてまいります。また、光化学スモッグ等の原因となる物質についても、九州各県や国と連携いたしまして、越境汚染とのかかわりの解明に努めてまいります。なお、福島第一原子力発電所の事故に伴い、空間放射線量や降下物等に含まれる放射線量の測定も継続してまいります。

有害鳥獣対策につきましては、シカ、イノシシ、猿による農林業等被害の軽減のため、捕獲に係る市町村への補助を拡充いたします。また、宇土半島で被害を及ぼしておりますクリハラリスの捕獲についても市への補助を新たに行います。

廃棄物対策につきましては、昨年度策定いたしました新たな廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の排出の抑制、再使用、再生利用及び適正な処理の推進に取り組んでまいります。

公共関与による管理型最終処分場の建設につきましては、引き続き、地元住民の方々の

御理解が得られるよう丁寧な説明を続けるとともに、環境アセスメント手続等を着実に実行してまいります。

安全安心まちづくりにつきましては、交通安全や防犯への意識が高い元気な高齢者の方々に、ひとり暮らし等の高齢者宅を訪問していただき、交通安全等の啓発活動等を行っていただく取り組みを新たに行います。また、犯罪被害者等の支援につきましては、被害者、その家族及び遺族の方々が必要とされる支援を適切に受けられるよう各種施策を進めてまいります。

消費者行政につきましては、多重債務者対策として、債務整理から生活再建までの一貫した支援に引き続き取り組むとともに、国の交付金を財源に造成した消費者行政活性化基金を活用して、市町村の消費生活相談窓口の機能強化にも努めてまいります。

男女共同参画の推進につきましては、性別にかかわらず、だれもがその個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向け、3月に策定いたしました第3次熊本県男女共同参画計画に基づき、県民や事業者、市町村と連携を図り、総合的かつ計画的に取り組むを進めてまいります。

人権教育・啓発の推進につきましては、同和問題を初め、ハンセン病や高齢者、障害者をめぐる問題など、さまざまな人権問題の解決に向け、熊本県人権教育・啓発基本計画に基づきまして、県民の人権意識の高揚を図るための取り組みを進めてまいります。

次に、熊本県のチッソ株式会社に対する貸付に係る県債償還等特別会計予算でございます。

チッソ県債に係る元利償還金等の年間所要額等を計上しており、総額は115億1,900万円余となっております。

以上、一般会計と特別会計を合わせまして、環境生活部の予算総額は297億5,000万円余となります。

次に、本議会に提案しております環境生活部関係の議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回御提案申し上げております議案は、追加提案分を含めて予算関係2議案、報告1議案の合計3議案でございます。

第18号議案の平成23年度熊本県一般会計補正予算で総額22億2,400万円余、第19号議案の平成23年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸し付けに係る県債償還等特別会計補正予算で総額20億5,800万円余の増額補正をお願いいたしております。

その内容は、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づきまして、一時金の支払いを円滑に実施し、被害者の早期救済を図るため、チッソ株式会社に対して、その資金を追加して貸し付けるための経費でございます。

これによりまして、環境生活部の補正後の予算総額は、一般会計と特別会計を合わせまして339億8,700万円余となります。

次に、報告第1号の平成22年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、水俣病患者施設の医療福祉機能向上支援事業など、4事業につきまして、平成22年度から23年度へ予算を繰り越したものでございます。

このほか、水俣病対策の状況等についてなど、7件について御報告させていただくこととしております。

以上が当部の概要と今回御提案申し上げます議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○溝口幸治委員長 部長、環境生活部の予算総額は297億500万円余……。

○谷崎環境生活部長 5,800万円——済みま

せん、297億……。

○溝口幸治委員長 500……。

○谷崎環境生活部長 済みません、おわびして修正いたします。申しわけありません。297億500万円余でございます。失礼いたしました。

○溝口幸治委員長 それでは、引き続き各課長から、まずは主要事業等の説明をお願いいたします。

内田政策審議監。

○内田政策審議監 51ページをお願いいたします。

水俣病問題の解決に向けた対策の推進、チッソの金融支援についてでございます。

説明の欄1に、これまでの経緯を記載しておりますけれども、昭和53年以降、患者県債、設備県債、一時金県債等の県債を発行し、チッソに貸し付ける形で金融支援が行われてきました。

平成9年度以降、中長期的な観点からの検討が行われまして、平成12年2月に、現在の形であります抜本的支援策が閣議了解されたところでございます。

2に、その抜本的支援策の概要を記載しております。ポイントといたしましては、それまでの患者県債を廃止いたしまして、①チッソの経常利益から患者補償金を優先的に支払った後、可能な範囲で県への貸付金返済を行い得るよう、所要の支払い猶予等を行う、②県が県債償還に支障を来さないよう、支払い猶予等相当額のうち、8割を国庫補助金、2割を特別な県債で手当することとし、この特別な県債については、その元利償還金を100%地方交付税で措置するというところでございます。

3は、今回の特措法等による救済に伴うチ

ツの一時金支払い支援措置についてでございます。昨年9月に475.5億円を措置いたしました。本年度当初予算に追加支援のための経費20.2億円を計上しております。この件につきましては、本議会に、先ほど部長が説明いたしましたでしたが、追号議案として補正予算をお願いしておりますので、後ほど改めて御説明を申し上げます。

続きまして、52ページをお願いいたします。

52ページは、チッソ県債償還等特別会計の平成23年度当初予算措置額を記載しております。

予算額の欄の最下段をごらんいただきたいと思っております。総額は115億1,900万円余となっております。

53ページをお願いします。

53ページは、平成22年度末のチッソ関連の県債の償還状況でございます。今後の償還予定額は、右側の合計欄、下段でございますが、元利合わせて834億円余でございます。

54ページをお願いいたします。

54ページは、チッソ株式会社に対する貸し付けの状況でございます。チッソからの今後の償還予定額は、元利合わせて、合計の欄、下段でございますけれども、1,895億円余でございます。

次に、55ページをお願いいたします。

55ページでございますが、水銀条約外交会議の招致と水銀削減に向けた独自の取り組みについてでございます。

まず、1の水銀条約外交会議の招致につきましては、平成25年に我が国で開催が予定されております条約の採択と署名のための外交会議について、本県への招致を進めております。

次に、これに関連いたしまして、本年度の新規事業として、2の水銀ゼロ等推進事業を実施いたしております。これは、水銀削減に向けた本県独自の取り組みとして、(1)、1

つ目が、エコパーク水俣、これは水俣湾の埋立地でございますが、この周辺の水銀灯や蛍光灯のLED照明への転換を進めてまいります。2つ目が、水銀含有製品の使用実態等の調査を行い、3つ目が、県民啓発のためのパンフレット等の作成を行います。

これらの取り組みにより、外交会議の招致と水銀条約への機運を高めてまいりてまいります。

よろしくをお願いいたします。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

資料の56ページをお願いいたします。

医療対策の推進といたしまして、水俣病発生地域における健康上の問題の軽減を図るため、水俣病被害者手帳と医療手帳を交付いたしております。

まず、水俣病被害者手帳でございますけれども、これは、昨年5月から、特別措置法に基づき、申請を受け付けております。交付を受けられ、手帳を病院の窓口等で提示をされますと、保険がきく治療や薬が無料となります。そのほか、はり・きゅうや手当の支給も受けられることになっております。

医療手帳につきましては、平成7年の政治解決により交付をされており、被害者手帳とほぼ同様の給付が受けられることになっております。

次のページをお願いいたします。

水俣病被害者の方々の救済とあわせまして、この水俣病発生地域全体が被害を受けてこられましたことから、地域の再生の取り組みも進めております。

また、胎児性の患者の方々は、主に、高齢となられた御両親等が介護をされておられることから、御家族ともども安心して生活できる取り組みも行っております。

具体的には、(1)の環境・福祉モデル地域づくり推進事業でございますけれども、水俣

病犠牲者の慰霊式や地域のきずなを取り戻す場づくりに努めております。(2)の地域生活支援事業でございますけれども、通院の付き添いや家事援助など、胎児性の患者の方々の日常生活の支援を行っております。(3)のケアマネジメント・相談支援事業は、胎児性の患者の方々が具体的なケアを受けられる前に、きちんとしたケアプランの作成を行うものでございます。(4)のなじみホームヘルパー等養成事業は、水俣病を理解したヘルパーの養成や、胎児性の患者の方々は、先ほど申し上げましたように、御家族中心の介護を長年受けてこられましたことから、知らない方がおいでになりますと、緊張により、引きつけを起こされたりすることがございますので、日ごろからなじみの関係をつくっておくものでございます。

水俣病保健課、以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○高山水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

58ページをお開き願います。

当課の業務は、大きく分けますと、認定業務と裁判への対応となっておりますが、主要事業につきまして、認定業務について御説明いたします。

国、県の責任が認められました平成16年の関西訴訟最高裁判決後、認定申請者が増加し、昨年7月には、4,500名を超える認定申請者がおられましたけれども、特別措置法に基づく救済、訴訟されていた方々との和解により、申請が取り下げられまして、上段の米印のところに書いてありますように、この5月末現在では、申請者は411人となっております。

引き続き、疫学調査、検診を進めまして、認定審査会の御意見を伺いながら、認定業務を進めてまいります。

また、下段の(2)にありますように、認定

申請後、居住要件等を満たす方には、処分までの間、治療研究事業として医療費等を支給しております。申請取り下げなどによりまして、この6月1日現在、223人の方が対象となっております。

以上でございます。

○田代環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

59ページ、まず、環境施策の総合的推進といたしまして、3月県議会で議決いただきました環境基本計画のフォローアップ、あるいは地球温暖化防止のための県庁率先のエコオフィス活動を推進しております。

次に、環境保全活動の推進といたしまして、環境立県推進課が環境教育の総合調整、情報窓口となりまして、教育委員会等と連携して、水俣に設置しております県環境センターを中心に、具体的な環境教育を進めております。

新規事業といたしましては、その環境センターの照明のLED化、空調の省エネ化、それからまた、次のページでございますけれども、これまで十分ではなかったと思っております幼児期の環境学習につきまして、紙芝居等の教材、あるいは教え方のマニュアルを現場で使いながら作成したいというふうに考えております。

続きまして、地球温暖化対策といたしましては、東日本大震災を契機といたしました全国的な節電の意識の高まりと呼びたいしまして、ストップ温暖化県民総ぐるみ運動を、ことしは特に節電についての啓発を強化して進めますとともに、次のページの(2)から書いておりますけれども、昨年4月から施行の地球温暖化防止条例に定められました事業者の取り組みを促進しまして、省エネ改修やエコ通勤、それから市町村施設改修に対する経費補助をしております。

新規といたしまして、環境行動をポイント

化いたしましたして、商店街等で示すと、何か特典があると、こういったようなエコポイント制度の実証事業を検討中でございます。

次のページ、62ページですが、循環型社会対策としまして、新規は、バイオマス活用につきまして、法に基づき、本県のバイオマス資源量の確認をしますとともに、有効利用するための計画を策定します。

次の有明海・八代海の再生につきましては、国や県の関係5県と連携した取り組みを進めますとともに、干潟や海域の現状、課題についての出前講座や保全活動への協力を行っておりますけれども、新規といたしまして、国や県のこれまでの調査データの整理をいたしまして、有効活用に供したいというふうに考えております。

次の64ページでございます。

水循環、水環境の施策でございますけれども、先日の県議会での東先生の質問への知事答弁にありましたように、特に地下水を守るということを県のテーマとしております。このため、(1)地下水の未来事業といたしまして、地下水は公共水として、地下水をみんなで守ろうという啓発をしながら、地下水保全条例の改正に取り組みます。

また、これも後ほど報告事項の方で御説明いたしますけれども、熊本地域におきます新たな地下水保全組織の設立に取り組みます。

また、地下水プロジェクトといたしまして、水政策アドバイザーの設置による先進的な水政策を企画いたしますとともに、県外への——熊本の地下水、それを守る取り組みについてPRに努めます。

以下は、既存の事業でございますけれども、特に、(4)の水環境教育には力を入れております。②水の作文コンクール、中学生でございますけれども、応募数日本一を続けているところでございます。7月31日には、県としての表彰式と講演会を行う予定としております。それから、③の川と海づくりデー、

ことしは、8月の21日、日曜日に、宇土マリーナをメイン会場として、この日を中心とした県下各地での清掃活動を呼びかけていきたいということで、企画をしているところでございます。

環境立県推進課、以上です。よろしくお願ひします。

○溝口幸治委員長 これまでの説明について質疑を受けたいと思います。

どなたか質疑ございませんか。

○西岡勝成委員 地下水の、今回も議会で質問がありましたけれども、ずっと前から熊本県は地下水の研究を企画あたりでずっとされていた経緯もありますが、最近思うことは、要するに、企業誘致の場合に、地下水そのものを売っている。例えば、例を言うと、サントリーとか、要するに、地下水を、機械を冷やしたり、循環するんじゃないくて、そのものを金にしている企業が結構目立つようになって、熊本県の水のすばらしさにですね。すると、循環で使っているのと全くこれはもう違う視点で我々考えていけないといけないと思うんですけれども、企業誘致の面からすると、地下水保全の面からいろいろ——これは商工観光労働部との違いも出てくると思うんですけれども、その辺は、この新組織をつくられて、いろいろ今から検討されていくと思うんですけれども、部長、どうですかね、その辺の考え方というものについて、ちょっと基本のお尋ねをしたいんですけれども。

○谷崎環境生活部長 ただいまお話がありましたように、本県の地下水も含めて利用した形で商品化していくという、そういう企業が出てきているというのはあります。

一方では、私どもの本当に宝であります地下水を商品として売り出していく、いわゆる地下水の恵みという部分を商品化していただ

いて、我々の地下水の宣伝にもなるという部分ではありますけれども、今委員がお話ありましたように、循環の形から考えますと、非常に地下水を涵養して、そしてまた、それを我々の恵みとして受けているということからすると、それを全部消費されてしまうということについては、いかがなものかなという感じも持たないではありません。

ですから、今回の条例の中でも、東議員の方にもお答えをしておりますけれども、条例の中で、許可制度をとりまして、大量採取につきましてはそれなりの規制を加えていくということ、それとまた、あわせて、そういう大量採取に対しては涵養という形をある程度付加していくようなものも考えていこうかと、そういう企業に対して、採取に対応する涵養というのも考えていただこうかなという考えに基づきまして、一応条例の内容も考えていこうかなと思っております。

○山本環境局長 確かに、おっしゃるとおりで、くみ上げたやつをそのまま持っていかれるというと、今の部長の話になりますけれども、実は、昨年度、地下水条例の検討委員会というのを実は水の戦略会議のもとで設置いたしまして、そこで、実は企業の、あれはソニーさんでしたね、ソニーさんが、あそこもたくさん水を使っておられますもんですから、入っていただきまして、今委員の御指摘の経済とそれから環境の関係、いわゆる持続的な水循環利用という観点からも大分御意見をいただきました。そういったことを踏まえて、今後の取り組みをしていきたいというふうに思っております。

○西岡勝成委員 世界的に人口が増大する中で、水資源というのは非常に、今森林を買ったり、そういうこともあり得るんで、注目されてくると思うんですね。また、実際ペットボトルでミネラルウォーターを売る会社あた

りも進出をしてくれていますし、要するに、循環しながら水を使うところと、その水そのものを原料にして売るところとは区別を少々しながら、涵養も大事ですけども、料金を少々高く買ってもらってやっていくようなことも考えないと、私はこれは将来的な大きな課題になってくると思うんですね。これは企業誘致の面からも非常にブレーキになることは事実かもしれませんが、その辺は十分検討されてやっていくべきだと思いますので、その辺、いろいろ会議で詰めていられるんでしょうけれども。

○溝口幸治委員長 じゃあ御意見ということで、ありがとうございました。

ほかに。

○早田順一委員 61ページのエコ通勤等促進事業、この中で、電動バイク等の充電設備の設置と書いてありますけれども、電動バイクの充電器あるいは電気自動車の充電器ということで設置をされていくわけですけども、今後の取り組みというか、どれぐらいまでふやそうと思われているのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○田代環境立県推進課長 目標数値というもので持っているわけではございません。ですけども、ここに書いていますのは、補助金で300万円ということで考えているところでございます。3分の1の補助でございまして、昨年は、充電設備の補助の申請はありませんでした。従業員用の駐輪場の整備事業に対する補助の申請がありました。

電気自動車あるいは電動バイクといったものが、どんどん今から——今電気がちょっと電力問題があっておりますけれども、将来的には見込みがあるところかなと思っておりまして、新エネルギー産業振興課、商工部の方にもございますけれども、そこでいろんなこ

ういうインセンティブをつけながら——ちょっと目標数値は今のところ持っておりませんが、促進はしていきたいというふうに思っております。

特に、太陽光発電と連動したような充電設備と申しますか、そういったものが理想的かなというふうに思っております。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○岩下栄一委員 バイオマス事業ですけれども、平成16年に利活用基本方針というのが策定されて、いろんな取り組みがあつていと思っておりますけれども、県内で具体的なバイオマス開発の事業とか、そういう具体例というのがあつたら。

それから、バイオマスアドバイザーの派遣とあります。これは県の職員ですか、それとも何か第三者ですか。

○田代環境立県推進課長 まず、バイオマスの県内の利用の状況でございますけれども、例を幾つか申し上げます。

まず、県内11の市町村が、バイオマスタウン構想ということ掲げながら、計画的に進めているという行政側の動きがございます。

そうした中で、例えば山鹿市であります、山鹿市バイオマスセンターというものを17年に稼働させまして、家庭の生ごみ、あるいは家畜排せつ物、それから下水の汚泥、こういったものを利用して堆肥化すると、あるいはメタン発酵による発電を行うといったようなことを1つやっております。

それから、阿蘇市の方でも、これは、NEDO、国の外郭の機構ですけれども、NEDOからの委託ということで、草資源、これはガス化して、草原の草を利用して発電をするといったような、そして、それを温水プールで利用するといったようなことをされてい

それから、水俣市の方は、現在、竹をいたしましたバイオエタノールの研究に取り組んでいらつしやるということでございます。

それから、天草市、これは前からでございますけれども、平成14年度からバイオディーゼルの燃料製造を開始しておりまして、給食の配送車、あるいはごみ収集車とか、そういったものにバイオディーゼル燃料として利用されているということ。

それから、南阿蘇村の方では、木質、木のバイオマス利用ということで構想を策定しておりまして、まきストーブの導入の可能性調査、こういったものをやるといったようなことを聞いております。

それから、バイオマスアドバイザーは、県の職員ということではございませんで、NPO法人の方でありますとか、そういう方、外部の方でございます。去年は2件派遣をしております。

○岩下栄一委員 京都の魚市場に行ったとき、豆腐のおからを利用して、何か魚を入れる箱をつくっていて、それは有機物と一緒にすると腐ってメタンガスを発生すると。魚の箱というのは、えらい荷物になっているんですね、今。そういうバイオマスの実用例を京都の魚市場で見て、ああ、やっぱりいろんな工夫があるんだなというふうに思ったんですね。

そういうふうなことで、今バイオマスのエネルギーのシェアというのは1%か2%と聞いていますけれども、スウェーデンなんていうのは20%ぐらいはバイオマスのエネルギーということで、こういう時代ですから、ぜひこの可能性を広めてほしいと思うんですけれども、11市町村でバイオマスタウンの取り組みが行われているというんですから、残りの市町村でもそういうものが進みますように、ぜひ県から大いなる指導をお願いしたいということです。これは、まあ要望ですが。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○早田順一委員 今のところで、県としては、バイオマス利活用基本方針というのをつくられとって、その下に新しくバイオマス活用推進基本計画策定というのが、国の方が22年12月に策定をして、県の方も策定を計画するという事になったんだろうというふうに思いますけれども、これの方針と今度の国が進めている基本計画の相違点というか、もう少し盛りだくさんになるのか、ちょっと内容的に何か違いというのがあれば、ちょっと教えてほしいんですけども。

○田代環境立県推進課長 国の方が昨年の12月に基本計画をつくっておきまして、全国的な基本方針としまして、例えば下水汚泥ですと、2020年目標を85%にするとか、そういった全国レベルの、国レベルの目標数値を掲げてあります。ということで、それを推進するための国の施策として、基盤整備でありますとか、技術開発を進めるとか、そういったようなことが書いてはございます。

熊本県で計画をつくり出すときには、この目標も踏まえながら、実際熊本県のバイオマス資源の量がどれだけになっていて、今どれだけ活用されているか、こういったことをまずおさらいをして、そして実現可能なところの目標数値、あるいは国も国の方針がありますので、それに沿いたいと思いますけれども、実現可能な目標数値をつくっていくという、地に足とといいますか、熊本県の実態に合ったような、そういうような対策を——これは民間の方も入れたところで検討委員会を今考えておりますけれども、民間のいろんなアイデアとかあると思いますので、熊本県ならではのやつを盛り込んでいきたいなというふうに考えております。

○早田順一委員 そういった熊本らしい計画をされるに当たって、国が計画をということ、裏づけというか、補助金とか、そういうなのもちゃんと国の方からは出るようになるんでしょうか。

○田代環境立県推進課長 特に、農水省あたりの補助制度とか、いろいろあると思いますし、また、今後そういう制度が、去年の12月に国の基本計画ができましたので、それに従って、また、こういうエネルギー面での見直し、活用というのも拍車がかかっているのかなと思っておりますので、そこは、我々の計画をつくりながら、どこに隘路があるのかと、それがお金の面であるならば、そういうところも強くまた求めていきたいというふうに思っております。

○早田順一委員 しっかり計画を立てるに当たって、その裏づけというか、お金ですよ、国に対してしっかり言っていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○平野みどり委員 環境立県推進課、有明海・八代海の再生ということで、荒瀬ダムのゲートの全開から1年以上たちましたけれども、いろんな地元の運動をやっている方とか漁民の方からは、改善した旨のいろんなニュースレターとかが来るわけですが、県としてどういうふうに把握されているか。水質もそうですし、実際、瀬がいろんなところで戻ってきたとか、漁獲にどういうふうにあらわれているとか、絶滅したと思われている魚類等がまた見られるようになったとか、そういうような、この1年間、荒瀬ダムの水門ゲート開放との関係の中だろうと思われるような、水質改善に関するデータとかは把握

されているのかどうか。

○溝口幸治委員長 今の質問は、ちょっと多岐にわたって、この新規事業とはちょっと離れているので、後ほどその他のところできちっと答えるように、データも含めて準備をしてください。一応この新規事業のところの今質疑をやっていますので、後で、平野委員のはその他のところできちっと答えてください。

ほかにございませんか。

○西岡勝成委員 県議会の中でも環境教育を考える超党派の議連があるんですけども、その要望に従って、環境教育の総合調整、情報の一元化をしていただいて、また、幼児教育のための新しい推進事業等々も予算化していただいて本当に感謝を申し上げたいと思いますけれども、ただ、地球温暖化対策について、徐々に家庭の排出量を含めて増加をしています。この前、健康福祉部のときにちょっと話したんですが、地域挙げてとか、ひとりでなかなかやるというところ——水俣みたいに地域挙げてやっているところありますが、出水でやっぱり地域挙げて温暖化対策をやっているところ、この前出ている。我々も今度環境教育議連で視察に行こうかなと思っているんですけども、こういう取り組みをもうちょっと全体的に広げる、競い合うといいますか、この地域はこういうことでどれだけの成果が上がったとか、そういうものを、やっぱり県下に競い合うような体制をつくっていくことが全体的な力になっていくんじゃないかと思うんですけども、その辺の取り組みがもう少し足りないような感じ、まあ、熊本県民性が知らぬけれども、きずなをもって地域ごとに取り組もうという姿が、だんだん時代の流れの中で薄れてきているような感じがすると思うんですけども、こういうものをもうちょっと前面に出して、地域のきずなの中

でこういう取り組みをやっていくような政策というのはどう考えておられますか。

○田代環境立県推進課長 そのいろいろな取り組みをされているんだけど、それをなかなかアピール、あるいは相互に啓発し合っていないというところも、おっしゃるとおりだと思います。

県の方では、熊本環境賞という表彰制度をかなりずっとやっておりまして、その中で、学校部門といいますか、そこをやっているところでございます。先日も、6月に、環境月間の始まりのときに知事の方から表彰していただいて、水俣の学校の方、ちょうど野球部の選手が受け取りにこられていましたけれども、そういうようなことが、テレビ、あるいはマスコミ等に上げられるように——それから、これは、グリーンフラグという教育の面での水俣工業高校が全国初でそういうものをとられたという世界的な、そういう表彰といいますか、認定みたいなものをとられたということもありますので、こういったことももっと広くPRしていく必要があるかなというふうに思っています。

いろんな場で、いろんな取り組みが外に出て、そして、うちもこれぐらいならできるとか、そういうふうに持っていきたいなと思っておりますので。

県の方で、実は県のホームページに環境のサイトがあるんですけども、ちょっと利用が少ないんじゃないかということで、環境センターの方のホームページもありますけれども、そういう打ち出し方も勉強していきたいと思えます。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

なければ、説明に戻ります。

環境保全課、清田課長。

○清田環境保全課長 それでは、資料の66ペ

ージをごらんいただきたいと思います。

今年度の主要事業の主なものにつきまして御説明いたします。

大気質の保全対策の推進でございます。ばい煙発生施設等の届け出指導や立入検査を行っておりますが、それ以外に、県内に設けました36の測定局と2台の移動測定車を活用しまして、大気環境の常時監視を行うものでございます。こういった監視結果から、光化学スモッグ注意報等の発令も行っております。

次に、67ページをお願いいたします。

2の環境放射能水準調査事業でございます。これにつきましては、早田委員からもお尋ねいただいたところでございますが、県での放射線の調査体制につきましては、平成元年以来これまで、文部科学省の委託を受けまして、宇土にございます保健環境科学研究所で通常時の環境放射能調査を月1回実施してきております。

御承知のように、3月12日に原発の事故が発生したため、12日から毎日調査分析を行うなど、その体制を強化して対応しております。

なお、掲載しておりますのは、地上に降下した、落ちてきた大気中のちり、雨、そういった降下物の1カ月ごとの結果でございます。ごらんのように、5月になりまして低下傾向にあることがごらんいただけるというふうに思っております。

次に、3のダイオキシン類環境監視事業でございます。大気、水質等の濃度調査、工場・事業場の排ガス、排水の監視及び立入調査、指導を行うものでございます。詳細につきましては、後ほど報告事項の中で御説明させていただきますというふうに思っております。

次に、68ページをごらんいただきたいと思っております。

4のアスベスト問題に関する相談及び救済対策の推進でございますが、アスベストに関

しましては、相談対応や救済給付申請の受け付けを行うものでございます。

なお、平成22年度の相談件数は55件、保健所の申請受け付けの件数は6件になっております。

次に、5のアスベスト対策の推進につきましては、建築物の解体やアスベスト除去作業場につきましては、保健所と土木部と連携しながら立入指導を行っております。

次に、70ページをお願いしたいと思います。

水質保全対策の推進でございます。

有明海、八代海、河川等を含めました公共用水域の水質保全のため、平成17年に条例を改正しまして、平成20年4月1日から施行し、事業場からの排水、陸域からの排水、これについては基準値をより厳しく設定をいたしまして、監視を強化しております。

また、油流出等の事故発生時の対応につきましても、関係部署と連携しながら、対応に努めております。

それから、(2)の有明海・八代海環境調査事業でございます。これにつきましては、平成21年度から5カ年にわたりまして、COD、全燐、いわゆるそういったものの環境基準未達成海域がございますので、重点的な調査を実施しているところでございます。

それから、(3)の地下水質監視事業でございます。新たな地下水の環境基準に指定されました物質について調査を行いますとともに、従来から実施してきました定点監視や地下水保全条例に基づく排水等の水質調査も行っております。

次に、71ページをごらんいただきたいと思っております。

(4)の硝酸性窒素汚染防止総合対策事業でございますが、硝酸性窒素による地下水の汚染対策につきましても、流動量の把握のため、シミュレーションモデルを構築すると

もに、特に、荒尾地域、熊本地域につきましては、関係諸機関と連携して、総合的な対策を進めてまいりたいと考えております。

それから、騒音・振動・悪臭防止対策でございますが、騒音規制等につきましては、規制地域や規制基準等の設定は知事が行き、事業場への改善指導につきましては市町村が行うものでございますが、市町村に対しても支援してまいりたいというふうに思っております。

なお、下から4行目に、航空機騒音調査事業につきまして掲載しておりますが、阿蘇くまもと空港周辺の騒音の実態把握のため、現在、常時監視を10局の測定局で行っております。

次に、72ページをお願いしたいと思います。

新幹線が3月12日に開業いたしました、通過する新幹線の状況を把握するため、現在、予備調査を実施しております。既に開通しておりました新八代駅以南の影響調査5地点に加えまして、新たに開通しました54地点と合わせて、59地点の測定を予定しております。

次に、開発における環境配慮の推進でございますが、廃棄物処分場や区画整理事業等の開発事業が環境悪化を招くことがないように、事業着手前に調査、評価をする制度であります環境影響評価法や条例等の適正運用を行っております。

なお、手続中の事業につきましては、ここに一覧表を掲載しております。

次に、73ページをお願いします。

水道事業の推進でございます。

本県は、御承知のように、先ほども話が出ておりますが、湧水源や地下水に非常に恵まれているということで、平成21年度末においても、水道普及率は現在86%でございます。安全、安心な飲料水の確保のため、市町村の水源開発調査の助成、国庫補助金の事務、そ

れから、維持管理の指導を初め簡易水道の統合がなされるように促進を行っております。また、水道未普及地域の解消、各市町村の水道普及の促進に向け、連携を行い、取り組んでまいりたいと考えております。

環境保全課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小宮自然保護課長 自然保護課でございます。

資料の74ページをお願いいたします。

まず、自然環境の保全についてでございます。

本県のすぐれた自然環境を次の世代に引き継ぐために、自然環境の保全対策や希少野生動植物の保護対策といたしまして、(1)の普及啓発事業の実施や、(2)の自然環境保全地域等におきます巡回指導や開発規制の実施、また、(3)の40種の県指定希少野生動植物の保護を行い、生物多様性の保全を図ってまいります。さらに、本年度の新たな事業といたしまして、(4)の生物多様性の保全を促進するために、自然保護活動を行っているNPO等への支援、生物多様性の普及等を行ってまいります。(5)の満願寺など、希少野生動植物保護区の保護管理事業の実施、そして、(6)のふるさと熊本の樹木の説明板の整備を行いまして、希少野生動植物の保護や自然を大切にする県民意識の啓発を図ってまいります。

次に、資料の75ページをお願いいたします。

野生鳥獣の保護管理についてでございます。

野生鳥獣の保護管理を行うために、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づきます鳥獣保護対策や有害鳥獣捕獲等の実施、また、鳥獣保護センター活動などにより鳥獣保護思想の啓発を図ることといたしております。

具体的には、(1)の鳥獣保護対策事業では、クリハラリスを新たに補助対象に加えまして、また、イノシシの捕獲隊編成への支援を8隊から25隊にふやすなど、有害鳥獣捕獲対策の補助の拡充を行っております。(2)の特定鳥獣適正管理事業では、シカの有害鳥獣捕獲等への補助を行いまして、森林等への被害の軽減に努めてまいります。また、(4)の鳥獣保護センター管理運営事業では、野生鳥獣の保護や保護活動の啓発を図るために、傷病鳥獣の受け入れや傷病鳥獣保護ボランティア活動を支援することといたしております。

次に、資料の76ページをお願いいたします。

自然公園の保護・利用についてでございます。

自然公園の開発行為の制限によります保護、また、九州自然歩道やビジターセンター等の施設整備の維持、管理を行いまして、公園利用の促進を図ることといたしております。

(1)の自然公園の保護では、自然公園法や県立自然公園条例に基づく開発行為の許可による規制、また、国立公園の清掃活動への助成などを行いまして、自然公園の適正な保護を図ってまいります。(2)の自然公園の利用では、県有公園施設や九州自然歩道の清掃管理、ビジターセンターの運営管理を行い、さらに、(3)では、緊急雇用された人材を活用いたしまして、九州自然歩道の補修整備を行うことで、公園等利用者の方々が快適に利用できるよう努めてまいります。

自然保護課は以上でございます。

○加久廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

資料、77ページをお願いいたします。

廃棄物の排出抑制、再使用、再資源化について御説明を申し上げます。

循環型社会の構築を目指しまして、県民、

事業者、行政が連携し、廃棄物の3Rの推進に取り組んでまいります。

1のごみゼロ推進県民会議事業は、ごみゼロ推進県民会議の運営並びに情報誌の作成のほか、レジ袋の無料配布中止等に取り組む市町村をふやすための推進会議を行うものでございます。

2の廃棄物リサイクル等啓発事業でございますが、10月が月間となっておりますごみゼロ推進県民大会の開催など、各種啓発を行うものでございます。

3の産業廃棄物リサイクル等推進事業でございますが、排出事業者などが行います産業廃棄物のリサイクル技術等に関しまして、研究開発経費に補助を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

4の産業廃棄物リサイクル施設整備等促進事業でございますが、排出事業者や処理業者が処理が困難な産業廃棄物の再生利用施設等の整備を行う場合に補助を行うものでございます。

5の廃棄物コーディネーター事業は、産業廃棄物の処理などの実務経験者2名をコーディネーターとして配置し、職員が企業を訪問いたしまして、廃棄物の削減やリサイクルなどに関する情報提供や助言を行うものでございます。

次に、廃棄物の適正処理の推進でございますが、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るために、廃棄物処理法などに基づきまして、排出事業者、処理業者などへの指導監督を行っております。

まず、1の産業廃棄物適正処理事業でございますが、処理業者などへ立入検査などを行い、産業廃棄物の適正処理を確保するものでございます。

次のページをお願いいたします。

2の不法投棄等防止対策事業でございますが、不法投棄などの不適正処理を防止するために、各保健所に1名ずつ廃棄物監視指導員

を配置いたしまして、監視活動、早期改善指導を行ってまいります。

3の不法投棄撲滅県民協働推進事業でございますが、不法投棄の未然防止を図るために、県と農協、森林組合などとの間で協定を締結しております。これらの団体に対する研修会、合同パトロールの実施などを通じまして、住民参加型の監視体制を整えてまいりたいと考えております。

4の海岸漂着物対策推進協議会運営及び地域計画策定事業及び5の海岸漂着物等回収・処理事業は、いわゆる海岸漂着物処理推進法に基づきまして、行政、NPO等で組織します協議会の運営及び地域計画の策定、さらに、海岸管理者が海岸漂着物等の回収、処理を行うための事業でございます。

6の管理型最終処分場立地交付金と、次の80ページ、7をごらんいただきたいと思っておりますけれども、最終処分場周辺環境整備等補助事業でございますが、これらは、産業廃棄物の最終処分場の立地促進、理解促進を図るための制度として、市町村への交付金及び補助を行うものでございます。

廃棄物対策課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中島公共関与推進課長 公共関与推進課でございます。

81ページをお願いいたします。

公共関与による管理型最終処分場の整備促進につきましては、後ほど報告事項の中で改めて経過は御説明したいと思っておりますが、南関町での建設に向けて、環境アセスメント手続や地元の理解促進に鋭意努めてきております。

昨年、処分場を屋根と壁で囲い、処理水を河川に放流しないクローズド無放流型の施設構造とすることを決定し、一層の地元説明を続けてまいりました。その結果、本年3月に、地元南関町長及び南関町議会の受け入れ

表明をいただき、また、環境アセスメントにつきましても、周辺環境への影響はほとんど問題ないという結果も踏まえまして、関係者と今後の取り組み姿勢などを記した基本協定の締結を進めてまいりたいと考えております。

なお、地元には、一部、反対意見の方もおられますので、一人でも多くの御理解がいただけるよう、さらに丁寧に説明責任を果たしてまいります。

次に、2の産業廃棄物施設モデル的整備立地交付金積立金でございますが、これは、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の立地促進を図るため、関係自治体に対して、供用開始時期を念頭に交付が可能となるよう、必要な原資を確保するために、基金積み立てを始めるものです。交付対象者、対象事業、交付内容等につきましては、今後検討してまいります。

公共関与推進課、以上でございます。

○松山くらしの安全推進課長 資料の82ページをお願いいたします。

初めに、交通安全対策でございますが、県下の交通事故は、発生件数が4年連続、死者数及び負傷者数が6年連続して減少しております。その大きな原動力が県民の皆様の御理解と御協力と考えております。

そのような観点から、1に記載しております交通安全推進連盟等に対する補助を通しまして、交通安全県民運動を展開するとともに、2の飲酒運転の根絶をテーマにした県民参加型のテレビスポットを制作、放映することとしております。

83ページをお願いいたします。

3は、本年度新規事業として取り組みます高齢者の安全確保にかかわる事業でございます。交通安全死亡事故や悪質商法の被害者となる割合が高いのが高齢者でございます。そこで、交通安全や防犯等の知識を身につけた高

齢者の皆様に、お近くの高齢者宅を訪問、啓発していただくなどして、より多くの高齢者の皆様の交通事故や犯罪被害を防止していこうというふうに考えております。本年度は、モデル事業として実施いたします。

4の交通事故相談につきましては、引き続き相談員を2名配置、対応していくこととしております。

なお、冒頭に記載しております第9次熊本県交通安全計画につきましては、後ほど報告事項の中で説明をさせていただきます。

次に、安全安心まちづくりでございますが、犯罪の起きにくい安全安心まちづくり条例に基づきまして、行政と事業者、県民との連携、推進に努めてきたところでございます。特に、自主防犯活動の増加に伴いまして、犯罪件数は減少傾向に転じております。引き続き、1に記載しております推進事業等によりまして、自主防犯活動等が充実したものとなるように育成、支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

84ページをお願いいたします。

3の犯罪被害者等支援推進事業につきましては、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、後で御報告をさせていただきます第2次犯罪被害者等支援に関する取組指針に沿いまして、広報啓発等の関連施策に取り組んでまいります。

85ページをお願いいたします。

食の安全安心の確保についてでございます。

1に記載しておりますように、第2次熊本県食の安全安心推進計画に基づきまして、県民、関係団体等と連携して、関連施策を推進してまいります。

なお、2次計画の最終年となりますので、あわせて、次期計画の準備を進めてまいります。

86ページをお願いいたします。

2の食品検査につきましては、本年度も、

生産から流通の各段階において、関係部局が連携をいたしまして、農薬等の残留検査を行い、その結果を適宜公表してまいります。

3のJAS品質表示指導事業でございます。

定期的な巡回指導のほか、県民の皆様からの情報提供をもとに必要な調査を行い、違反事例に対しましては厳正に対処してまいります。

なお、いわゆる米トレーサビリティ法の完全施行によりまして、米、米加工品の産地情報を消費者まで伝達することが、この7月から義務化されます。窓口でございます農産課や農政局等の関係機関とともに、制度の普及啓発に努めてまいります。

最後に、87ページをお願いいたします。

青少年対策でございます。

少年保護育成条例に基づきまして、有害環境の浄化活動に取り組んでまいります。

また、インターネットの有害サイトを通じまして、少年が犯罪被害に遭うなどの事案も顕在化しつつありますので、その対応策につきまして検討を行っていくこととしております。

2のジュニアドリーム事業につきましては、記載のとおり日程で本年度も実施することとしております。

以上でございます。

○杉山消費生活課長 消費生活課でございます。

説明資料88ページをお願いいたします。

消費者行政の充実強化でございますが、現在、(1)の消費生活相談機能の充実強化と(2)多重債務対策の推進の2つを緊急の課題として重点的に取り組んでおります。

まず、(1)の消費生活相談機能の充実強化につきましては、国の交付金を財源として造成した消費者行政活性化基金を活用しまして、市町村の消費者行政の活性化に向けて、

①から④までに掲げている事業を中心に、各種支援事業を推進しているところでございます。中でも特に力を入れておりますのが、市町村の消費生活相談窓口の強化です。県の消費者基本計画にも、平成23年度までに、県下14市全部に消費生活センターを設置することを目標の一つとして掲げているところでございます。現時点で熊本市を含め12市に設置が完了しており、残る2市につきましても、23年度中の設置を目途に、支援を強化しているところでございます。

次に、89ページでございますが、(2)の多重債務対策の推進について説明させていただきます。

深刻な社会問題となっております多重債務者対策として、昨年の6月から始めましたのが多重債務者生活再生支援事業でございます。この事業は、グリーンコープに委託して実施しておりますが、これまでの債務整理に向けた助言に加え、生活再建に向けた家計診断、家計管理への助言や臨時的な生活資金に対する貸し付けも行うこととしております。なお、貸し付けの原資につきましては、委託先のグリーンコープが調達しております。ちなみに、平成22年度の実績は、そこにお示ししているとおりでございます。

消費生活課につきましては、以上でございます。

○中園男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

資料の90ページをお願いいたします。

まず、男女共同参画の推進につきましては、男女共同参画推進条例、本年3月に策定しました第3次の男女共同参画計画に基づきまして、県民や市町村、事業者等と連携して、総合的かつ計画的に取り組を進めてまいります。

なお、主な施策としましては、第3点目の男女共同参画社会形成促進事業は、男女共同

参画審議会の運営、男女共同参画の進捗状況を明らかにするための年次報告書の作成等を行うものでございます。

第4点目から6点目の事業は、4点目が中学生や高校生、5点目が市町村、6点目が事業者等に対しまして、それぞれ男女共同参画に対する理解や取り組みを促進していくための事業を行うものでございます。

第7点目の男女共同参画実践支援事業は、男女共同参画のさらなる推進が必要な分野、あるいは地域の課題解決に向けた講座をNPO等と協働して行うものでございます。

次に、協働の推進につきましては、行政とNPO等のさまざまな主体が相互に理解を深め、地域課題の解決を図る協働の取り組みの支援を行ってまいります。

主なものにつきましては、第2点目のNPO活動担い手育成事業は、緊急雇用創出基金を活用し、NPO法人等に未就労者を雇用し、人材育成を行うものでございまして、本年度は5人の新規雇用を予定しております。

第3点目は、新規事業でございまして、新しい公共支援事業、これは平成22年度の国の緊急総合経済対策において事業化されたものでございます。本事業は、本年2月補正において国から交付された1億7,000万円を原資に新しい公共支援基金を設置し、その基金を活用して、平成23年度から24年度までの2年間にわたり、新しい公共の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しし、その拡大と定着を図るための事業を実施することといたしております。

資料の92ページをお願いいたします。

くまもと県民交流館における県民の活動支援でございますが、くまもと県民交流館パレアは、県民の社会貢献活動、男女共同参画社会の形成に関する活動、生涯学習活動や就業支援など、県民の自発的で主体的な活動を支援することを目的に設置された施設でございます。

平成22年の4月1日から指定管理者制度を導入しております。施設の管理を委託しております。この予算額は、指定管理者への委託料、あるいは男女共同参画センターにおける啓発活動や人材育成などに要する経費、あるいはNPO・ボランティア協働センターにおけるNPO法人の認証業務やNPO活動の定着化を図るために要する経費でございます。

なお、指定管理者制度導入は、県民に好意的に受けとめられ、おおむね順調に移行したところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○清原人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

93ページをお願いいたします。

人権同和政策課におきましては、熊本県人権教育・啓発基本計画を基本に、県民の人権意識の高揚を目的とした広報啓発、あるいは市町村が実施します啓発事業への支援等に取り組んでおります。

1の人権施策推進事業でございますが、県の人権施策や啓発事業等のあり方についての検討、それから、行政や民間団体などが一体となって啓発を推進する熊本県人権啓発推進協議会などを運営するものでございます。

2の広報・啓発事業ですが、講演会や人権フェスティバル等の各種イベントの開催、あるいはテレビ、ラジオスポット、新聞広告など、マスメディアを活用した広報啓発などを実施するものでございます。

3の研修・人材育成事業ですが、県内の企業、団体などにおきます研修担当者の育成を図るための指導者育成講座などの研修会等を実施するものでございます。

4の相談事業につきましては、人権センターにおきます相談窓口の運営を行うものでございます。

5の人権啓発活動市町村委託事業ですが、これは、市町村が行います講演会等の啓発事業について、全額国庫の法務省委託事業を活用して、支援するものでございます。

6の地方改善事業ですが、市町村が設置します隣保館の運営に対して補助を行うものでございます。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 それでは、ここで質疑を受けたいと思います。

○早田順一委員 68ページのアスベスト問題についてちょっとお尋ねしますが、6月の頭に被災地の方に行ってきた中で、南三陸町でしたか、一番ひどいところの場所を通ったときに、警備員さんがマスクもせずに警備をしとったわけですね。もう瓦れきの山で、ダンプはばんばん通るわ、ほこりはすごいわ、その中でマスクもせずに警備をしとったので、ちょっと驚きましたけれども、ほかの電力会社とかそういったところの方々は、ちゃんとマスクをして仕事をされておりました。そういったことを考えると、恐らく2次被害といいますか、そういった影響が出てくるんじゃないかというふうに、本当に心配をしました。

県の方からも職員の方々が、行かれていますのは、行政とか、あるいは医療関係の手伝いで行かれていますと思いますが、これからのボランティアとか、そういう方々がどんどん行かれるかというふうに思っております。そういった中で、知識がないと防ぎようがないというか、すぐどうにか病気になるようなことではありませんもんですから、そのアスベストというのは。

だから、そういう2次被害を防ぐために、やはりこの震災に関しても、県からやっぱりいろんな情報を発信しないと、私は後々にい

ろんな問題が出てくるんじゃないかと思いませんけれども、その点、いかがでしょうか。

○溝口幸治委員長 ちょっと待ってください。主要事業とか新規事業にかかわる質問なので、今のもその他のところで答えたいと思います。

○岩下栄一委員 硝酸性窒素の問題ですけれども、4～5年前から言われてきました。地下水は熊本の三大宝だと、こう知事もおっしゃっております。私も熊本都市圏に住んでいて、水道はほとんど地下水で賄われていると、その恩恵にあずかっているんですが、その地下水が汚染されているという情報は、ちょっと残念なんです。この硝酸性窒素というのは、農業と並行して、肥料等が地下に浸透して発生するものというふうに理解しておりますが、この総合対策という、さっきおっしゃったけれども、どういう対策なのか。それから、農研センターで、この硝酸性窒素と農業の関係、いろいろ研究されているというふうに仄聞するところですね。どういう結果、あるいは経過が示されているのかということですね。この2点。

それから——いいですか、委員長。

○溝口幸治委員長 はい、どうぞ。

○岩下栄一委員 水道ですけれども、水道水を塩酸で消毒すると。これは昭和20何年代かに水道法という法律が施行されたときに、いろいろ伝染病がはやっていたから塩素で殺菌するというふうな話だったと思うけれども、いまだにその塩素殺菌が行われておりますけれども、こういう県内の水道の塩素殺菌の実態というか——すぐはお答えなくていいですけれども、硝酸性をお答えください。それから、塩素については、またいつかお願いいたします。

○清田環境保全課長 71ページに記載しております硝酸性窒素汚染防止総合対策事業についてのお尋ねということでございます。

これにつきましては、平成21年度から大体今総合対策事業を実施しております、実際現在まだやっているのは、例えば、海の深さによって、例えば酸素の状況がどうであるとか、先生たちも御存じかもしれませんが、例えば、栄養塩類、いわゆる窒素とかリンが、例えば、海の底質にどれだけあって、それがどういふふうに海の中に流出してくるのかとかというのを、今の学識経験者のアドバイスもいただきながら、現在やっているところでございます。現在のところまだ報告できる段階にはなっておりませんが、今年度も、そういったことを含めてしっかり研究してまいりたいと。しっかり取り組んでまいりたいというふうに思っております。

農研センターの方につきましては、先生、済みません、ここで、手持ちで承知しておりませんので、しっかり把握しまして、また御報告させていただくということによろしいでしょうか。

○岩下栄一委員 それでいいです。

○清田環境保全課長 さきの問いについても、またきちっと調べて御報告したいと思います。よろしく願います。

○岩下栄一委員 今、海水の話はされたけれども、飲料水の話よね、関心強いのは、私は。飲料水についてはどうですかね。水道水とか、飲料水の中に硝酸性窒素は検出されないんですか。都市圏の水道は地下水がほとんど100%、熊本は。

○清田環境保全課長 一応水道法が、たしか50項目検査するというところだったと思いま

す。現在のところ基準にオーバーしているということはありません。

○岩下栄一委員 そうですか。ありがとうございますございました。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○平野みどり委員 男女参画・協働推進課の県民交流館パレアについてなんですけれども、民間の方に委託をされて運営しているというところで、先ほどおおむね良好ということだった。確かに私も、おおむね良好な部分と、もうちょっとこれ、改善してほしいなという部分と、どっちとも聞きます。

ちょっときょう、改善してほしいなという点なんですけれども、あそこは私も勉強会などでよく使いますが、一たん申し込んで日にちを変更したり、部屋を変更したりするときに払い戻しがなくて、それは取られて、新たにお金を払わないといけないというふうな状況があって、相当いろんな方々から、どうにかならないだろうか、よその会館等は、一たん払い戻しをしてもらえたり、差額を取られるというふうな形なのにとというようなお話があります。

それともう一点、あき状況をホームページで見られるようになってはいますが、日にちと場所を入れて、あいているかあいてないかというだけで、カレンダー方式で各部屋が一覧できる、どこがきょうの時点であいているとか、そういうふうな、ちょっと利用者側に優しいつくりになっていないんですけれども、これも非常に不便だというお話を聞いています。

こういった運営にかかわる部分は、県の方から、どういうふうに委託先に指導なり、伝えていって改善ができるものなのか、そこら辺はいかがでしょうか。

○中園男女参画・協働推進課長 昨年の4月から指定管理に移行しまして、確かに、おおむね好意的な評価を受けております。特にキャンセルにつきましては、これは条例事項になっておりまして、3日前までに払い込んだものでキャンセルしたものとしましては、2分の1を返す、直前の場合は全額没収ということになっております。これは条例事項でございますので、指定管理者に移行したとしても、これはなかなか、条例事項でございますので、難しいというふうに考えています。

部屋を変えたいという場合も、一応払っていただいて、3日前の場合は2分の1返す、新たに申し込みをしていただいて払い込むということになるというふうに理解をしております。

また、カレンダー方式、これは以前から、パレアに関しましては、インターネット申し込みできないのかと、いろんな御批判がございました。実際、インターネットでは、あき状況だけを今調べられるというようなシステムになっておりますので、今後は、指定管理者と県と、どういったことができるかというのは、できるできないはあると思いますので、研究してまいりたいというふうに思っております。

○平野みどり委員 県の条例に基づくということですが、例えば国際交流会館、熊本市の国際交流事業、財団がやっていたところですが、あそこはもう部屋を変える、人数によって多くなったり少なくなったりするから、変えることとかありますよね。あと、日にちとか。それはもう変更という形で、部屋の代金と一緒に払った場合はもうお金のやりとりとか全然ないんですけれども、パレアの方は、一たん——もう戻してもらえないというか、もう取られてしまって、結局2部屋分払ってしまうような状況があるということな

ので、直前というのはもちろんわかりますけれども、一定期間、まだ十分ある、何週間も前だとか、1カ月後とか、そういう場合は、もうちょっと臨機応変に対応していただけるような、条例が問題であれば、条例に関しても見直していかないといけないかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。改善に向けてですね。

それともう一点、男女参画・協働推進課と、パートナーシップとかいうふうのがなくなった分、短く課の名前はなりましたけれども、共同がなくなって参画で、その共同の方がパートナーシップの感じになって久しいですけれども、今回総務部の方から環境生活部の方に戻りました。もとに戻ったという形ですよね。

総務部にぜひというふうに、私どもも女性団体の皆さんたちと申し入れを入れたこともありますけれども、それは、全庁的に網かけができる、特に人事の問題も含めて、やはり他県に比べて、この前データいただきましたけれども、女性管理職の登用は、微増はしてよくなってはきていますけれども、総体的に他県からすると大きくおくれていて、40数番台ですよね。を動いているというような状況の中で、全庁的に網かけができるようにと思って総務部でお願いしていたんですけれども、今回、まあ環境生活部の方に戻りました。パートナーシップという部分は、確かに環境生活部なのかなというふうに思いますけれども。

それで、今後ですけれども、せっかく第3次熊本県男女共同参画計画をつくられました。相当な項目、各課各部にわたって目標設定をしていますけれども、ただ書いた、ただ掲げたというだけでは何にもならなくて、絵にかいたもちになってはいけませんので、それをしっかり実行していただく。県民、あるいはいろんな民間団体に範となるには、やっぱり県の中でしっかり取り組んでいくという姿

勢、あるいはその実行が伴っていかないといけないと思うんですけれども、今後、環境生活部になったことでの、ちょっと心配がそこから辺あるわけですけれども、いかがでしょうか。

○谷崎環境生活部長 先ほど委員長の方からも開会前にお話があったので、この話があるかなと思っておりました。

私は、実はもう7年前に男女共同参画パートナーシップ推進課長ということで2年間務めさせていただきまして、改めて、部長になってその課が戻ってくると、ある意味懐かしい、私としては個人的にはやりやすいなと思っておりますんですが、1つは、うちの方に人権も持っております。そういう意味では、人権と男女というのはこれはもう切り離しができないものだと思って、7年前総務に行ったときも、我々後ろ髪を引かれる思いで男女課を総務の方に変更させていただいたところがありまして、できれば、人権とともに、この男女の問題というのかかわり合いを持っていきたいなということでもあります。

それと、県民の暮らし全般を我々としては所管していきますので、その中に男女共同参画の業務があるということは、私としてはふさわしいと思っております。

ただ、総務部にあるから全庁的な、先ほど委員の方から言われました、実効性が出てくるんじゃないかなというお話もありました。確かにそういう部分もあるかと思いますが、環境生活部においても、総務にあるときとまさしく劣ることなしに、全庁的なそういう把握をやり、そしてまた、しっかり取り組みを進めていきたいと思っておりますので、そういう意味では、部長としての責任は、改めて、組織が変わりましたけれども、きちんと果たしてまいりたいなと思っております。

○中園男女参画・協働推進課長 男女参画・

協働推進課でございます。

平成18年から22年度まで5年間総務部に行きまして、特に、全庁的に取り組みということで、例えば、県の審議会の女性の委員、もう10年間で約20%近く伸びておりまして、今女性が占める割合は36.4%ということで、これは確実に成果が出ております。

また、1つは、総務に行くときに、市町村との連携を深めて進めていくということがあったと思うんですけども、市町村の計画の策定率も今82%ということで、これはきちっと成果が出ているなというふうに思っています。

今部長がお答えしましたように、環境生活部に移ったからといって後退することがないように、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○平野みどり委員 この男女共同参画の問題というのは、女性がどうこうということよりも、これを進めていくことで、男性の生きやすさ、働きやすさ、ともに男性も女性も生きやすくなるということ、そういう社会を目指しているわけですので、どこの課に、どこの部に行こうがきちんと存在感を持って取り組んでいただきたいということで、とにかく計画が実行できるように、すごいこといっぱい書いてありますので、それが実行できるように、全庁的によろしくをお願いします。

○溝口幸治委員長 ほかにありませんか。

○藤川隆夫委員 ここで黄砂の件は聞いてもいいかな、大気汚染の絡みで。それともその他の方がいいですか。

○溝口幸治委員長 報告事項でもありますか。ね。

○清田環境保全課長 報告にはないですね。

○溝口幸治委員長 その他のところでいいかもしれない。

なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、関係課長から付託議案等について順次説明をお願いいたします。

内田政策審議監。

○内田政策審議監 ここで、別冊になっております予算関係追号議案について御説明申し上げます。

予算関係追号議案の説明資料1ページをお願いいたします。

課別の一覧表でございますけれども、今回の追号議案は、環境政策課のチッソ関係分のみの補正でございます。補正額の欄に書いてある項目でございます。

2ページをおあけいただきたいと思えます。

2ページは、一般会計からチッソ特別会計への繰出金でございます。一時金の追加支援措置に係る国庫補助金、約85%相当でございますが、85%相当の22億2,411万円を一般会計に受け入れ、そのままチッソ特会へ繰り出すものでございます。

3ページは、チッソ特別会計の補正予算でございます。

まず、一番上の欄、ヘドロ立替債の償還元金について、チッソの償還額の増に伴い、国庫補助金を減額し、チッソ償還額を増額する財源更正でございます。

次の欄も、患者県債についての同様の財源更正でございます。

次の欄は、チッソからの償還額の増に伴う特別県債によるチッソ貸付金の減額5億5,800万円でございます。

一番下の欄が、一時金支払い支援の追加措置がこの増額補正でございます。

先ほどの国庫補助金を一般会計から繰り入れた22億2,411万円と、一時金県債の発行

分、15%分ですが、3億9,249万円を合わせた26億1,660万円を増額補正するものでございます。

これにより、当初予算分と合わせまして、追加支援措置額は46億3,910万円となります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

常任委員会説明資料の30ページの方をお願いしたいと思います。

報告第1号平成22年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

事業名の水俣病患者施設の医療福祉機能向上支援事業費でございます。これは、水俣病患者の方々が入居しておられます水俣市立明水園に、患者の方々の身体機能維持のためのリハビリ施設と、患者の方々と御家族が御一緒に暮らすための場を整備するものでございます。

患者の方々の御意見等の把握や整理に時間を要したため、22年度から23年度に約5,700万円を繰り越したしております。両施設とも本年8月ごろには完成予定でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○田代環境立県推進課長 次の31ページをお願いいたします。

事業名、市町村地球温暖化対策推進事業費でございます。これは、国のグリーンニューディール基金の活用事業といたしまして、昨年度、7団体に交付を決定した補助金のうち、1団体、八代市の市立体育館の省エネ改修事業について、東日本大震災によりまして、資材の一部が入荷できないということで、本年度に繰り越さざるを得なくなったものでございます。

以上です。

○清田環境保全課長 32ページをお願いいたします。

繰越計算書の報告でございます。

本事業は、国のきめ細やかな交付金を活用しまして、保健環境科学研究所の分析機器の更新整備事業費に充てるものでございます。3,823万2,000円の繰り越しをいたしました。機器の導入、検査につきましては、5月中に完了をされております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○小宮自然保護課長 自然保護課でございます。

資料の33ページをお願いいたします。

ふるさと熊本の樹木の説明板19基の補修整備につきまして、2月議会で承認を得たものではございますが、地権者の同意等に不測の日数を要し、工期の確保が困難なために繰り越したものでございます。現在、工事は既に発注済みとなっております。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 なければ、以上で環境生活部に対する質疑を終了いたします。

次に、病院事業管理者から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いします。

初めに、横田病院事業管理者。

○横田病院事業管理者 病院局でございます。

まず、平成23年度病院事業の概要につきまして御説明申し上げます。

経営基盤の強化や経営責任の明確化による

効率的な経営を目指し、県立こころの医療センターの運営形態を地方公営企業法の全部適用に移行いたしまして、丸3年が経過いたしました。

その間、平成21年度から24年度を計画期間とする中期経営計画を策定するとともに、その年次実行計画であるアクションプランを着実に推進することにより、県内精神科医療のセーフティーネットの役割や先導的精神医療の取り組みなど、県立病院としての使命や役割を果たすべく努力を続けております。

また、中期経営計画には、安定的な医師確保や一般会計からの繰入金に過度に頼らない経営体質の構築についても目標として掲げております。

特に、医師確保につきましては、安定的な経営や県立病院としての役割を果たす上でもさらに充実を図る必要があることから、今後も、熊本大学を初め関係機関と連携した医師確保に努めるとともに、中堅医師の確保、養成にも努めてまいります。

また、経営基盤の強化のために、職員一人一人の経営参画意識の向上を図るとともに、医療サービスの質のさらなる向上を推進し、収益の確保と経費の削減に取り組んでおります。

以上が病院事業の概要であります。

次に、今回提案しております議案でございますが、報告1議案のみでございます。

報告第8号の平成22年度熊本県病院事業会計予算繰越計算書は、地方公営企業法の規定にのっとり、繰り越して使用することとした平成22年度建設改良費の繰越額についての報告でございます。

なお、詳細につきましては、総務経営課長から御説明をいたしますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○田原総務経営課長 病院局でございます。

お手元の主要事業及び新規事業資料の94ペ

ージをお願いいたします。

病院局の平成23年度当初予算につきましては、病院の管理運営に係る収益的収支と、施設の整備や企業債の元金償還に係る資本的収支を計上しております。

収益的収支におきましては、収入面では、経営計画上の目標としております患者数をもとに、医業収益を見込むとともに、7億4,100万円余の一般会計負担金も含めまして、16億1,200万円余を計上しております。支出面では、病院運営のための費用として16億100万円余を計上しております。収益的収支の損益としては、1,000万円余の黒字を確保したいと考えております。

資本的収支の収入面につきましては、財政再建戦略の取り組みの一環として、平成23年度まで一般会計からの繰り入れを休止していることから、ゼロ円となっております。支出では、建設当時の企業債元金の償還や施設設備の更新経費等で1億9,800万円余を計上しております。

不足する財源といたしましては、地方公営企業会計の基準にのっとり、過去の収支で発生しました内部留保資金を充当することとしております。

95ページをお願いいたします。

施設の概要等でございます。

昭和50年に県立富合病院として開設しましたが、平成9年、全面改築を行い、名称も県立こころの医療センターに変更して、現在に至っております。

病床数は200床でございますが、老人治療棟50床は、平成20年4月以降、医師不足や高齢者に対する民間医療の充実などにより、休止しております。

職員数は、本年4月1日現在で82名を配置しております。

運営形態は、平成20年から地方公営企業法の全部適用に移行し、これによりまして、専任の事業管理者を配置しているところでござ

います。

96ページをお願いいたします。

平成23年度の経営についてでございますが、収益的収支におきまして、医業収益、これは入院・外来収益でございますが、8億6,000万円余、一般会計繰入金などの医業外収益を7億5,000万円余、収入全体で16億1,000万円余を計上いたしております。

一方、支出面では、給与費、材料費、経費といった医業費用を14億9,000万円余、それから企業債償還金の利息分などの医業外費用を1億円余、支出全体で16億円余を計上し、収支の均衡を確保する予定としております。

また、平成21年度から平成24年度を計画期間とする中期経営計画につきましては、年次実行計画であるアクションプランを策定し、随時見直しを行いながら、その推進を図っているところでございます。

医師確保対策につきましては、昨年度と同様、常勤医師5名、非常勤医師7名という体制を維持しておりますが、安定的な経営や県立病院としての役割を果たす上では、さらなる充実が必要と考えております。

今後も、熊本大学等と協議しながら、さらなる常勤医師の確保を図るとともに、中堅医師の確保、養成に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、付託議案の説明をさせていただきます。

常任委員会説明資料の34ページをお願いいたします。

報告第8号の平成22年度熊本県病院事業会計予算繰越計算書でございます。

これは、平成23年2月議会で予算化いたしました熊本県立こころの医療センター外壁等改修及び医療機器整備事業の繰越額の報告でございます。

予算化いたしました時点で工期が確保できないということでございまして、その全額を繰り越して施工することとしておりましたと

ころでございます。

今回、地方公営企業法の規定にのっとり、その繰越額を御報告させていただきます。

なお、施工につきましては、現在入札の準備を進めているところでございまして、早期の施工完了を目指してまいります。

以上が病院局の事業概要並びに報告議案でございます。

よろしくをお願いいたします。

○溝口幸治委員長 それでは、質疑を受けたと思います。

質疑ありませんか。

○藤川隆夫委員 病院局の方なんですけれども、50ベッド休止中、もう3年間たっています。毎回この利用についてお尋ねをしているんですけれども、いろいろ計画されているとは思いますが、ある程度の方向性がもう既に出ているのか、それともこのまま50閉鎖したままでいくのか、その付近含めてちょっと教えていただきたいと思います。

○田原総務経営課長 せっかくの病棟でございますので、何とか活用していきたいというふうには考えておりますが、なかなかうまく方策がまだ見出せていない状況でございます。現在、また病院内で職員提案等も含めていろいろなアイデアを募っております。何とか有効的に活用してまいりたいというふうには考えております。

○藤川隆夫委員 この50ベッド、大変もったいないと私も思っています。だから、逆に言うと、認知症の専門棟であるとか、あるいは精神科の特性を生かしたようなものを含めてちょっと検討し、速やかにこれを稼働させるということが、逆に言うと、この病院自体の経営の黒字化に、さらなる黒字化に私はつながるというふうに考えておりますので、至急

検討を進めていただきたいと思います。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。  
なければ、病院局に対する質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第18号及び第19号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第18号及び議案第19号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第18号及び議案第19号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が7件あっております。

それでは、説明をお願いしたいと思います。

水俣病保健課、田中課長から報告をお願いいたします。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

常任委員会報告事項の13ページをお願いいたします。

まず、最高裁判決以降の水俣病対策の主要な部分について御説明をいたします。

平成16年10月、最高裁判決が出されまして、判決により、国及び県の被害拡大の責任が確定し、また、行政とは異なる基準で損害賠償が認められました。11月、県が判決を踏まえまして、対策案を環境省へ提出いたしております。

17年4月、県の提案を踏まえまして、環境

省が今後の対策を発表いたしております。

2つ飛びまして、18年5月、県議会水俣病対策特別委員会委員長から、環境省に対しまして、一時金等を含む救済策を講じることなどを内容とする要請書が提出されております。

次のページをお願いいたします。

19年10月、自民党、公明党から新たな救済策の基本的な考え方が示されました。

1つ飛びまして、21年3月に、自民党、公明党から被害者救済のための特別措置法案が衆議院に提出され、翌4月には、民主党も法案を参議院に提出され、以後、与野党協議が行われました。

1つ飛びまして、7月、水俣病被害者の救済特別措置法が成立いたしております。

一方、裁判の方につきましては、10月に、環境副大臣が今後原告の方々とは協議を開始すると発言をされております。

1つ飛びまして、平成22年1月、熊本地裁が和解を勧告いたしました。

次のページをお願いいたします。

3月には、熊本地裁が支給内容などの所見を示されました。この内容につきましては、後ほど御説明をいたします。

1つ飛びまして、4月、特別措置法に基づく救済措置の方針が閣議決定をされました。これも後ほど説明をさせていただきます。

1つ飛びまして、平成23年3月15日、ノーモア・ミナマタ国賠訴訟についての和解議案が、県議会で議決をいただきました。その後、3月に、裁判を行っていない出水の会などとチッソとの間で、紛争終結の協定が締結され、また、裁判の方につきましても、順次和解が成立をいたしました。

次のページ、お願いいたします。

現在取り組んでおります特措法によります救済についてでございますが、先月末現在で申請者数は3万335人でございます。そのうち一時金を御希望の方が、下の表の小計のと

ころでございますが、1万5,538人でございます。

県の役割といたしましては、多くの方々の早期救済が図られますよう、引き続き最大限の努力を図ってまいります。

次のページをお願いいたします。

水俣病被害者の救済制度(特措法と和解)についてでございますが、まず、一番左上の公健法による申請者の四角のところをごらんいただきたいのですが、公健法によります認定申請をなさっていた方のうち裁判原告であります不知火患者会の方、1,733名の方でございますが、この方々につきましては和解による解決を受けられました。支給内容につきましては、右下の注のところをごらんいただきますと、一時金210万円、療養手当が1万2,900円から1万7,000円、療養費が医療費の自己負担分、これらの支給を症候に応じて受けられることになりました。

恐縮でございますが、もう一度左上の和解による解決のところにお戻りいただきたいのですが、公的な診断書と民間診断書の2つの診断をもとに、第三者委員会で判定を行っていただきました。

次に、認定申請をされていた方々のうち、裁判をなされていない方、保健手帳をお持ちであった方、これまで何もされてこなかったその他の方々につきましては、真ん中の箱のところでございますが、特措法による救済を受けられることとなります。支給の内容、判定資料、それから判定手続につきましては、ほぼ和解による解決と同じでございます。

水俣病保健課、以上でございます。

○高山水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

18ページをお願いいたします。

3認定業務の状況でございますけれども、5月末現在、411名の方が認定申請されておりますが、この方々に対しましては、(2)に

ございますように、水俣市立総合医療センターなどの医療機関で検診を進めております。

検診が終了しますと、認定審査会に諮問をいたしますが、19年に審査会を再開して以来13回の審査会を開催しております。今後も引き続き認定業務を進めてまいります。

また、下段の4にありますように、裁判の状況でございます。

ノーモア・ミナマタ関係の訴訟では、この3月、和解が成立いたしております。

その結果、現在、国家賠償等請求訴訟1件と認定申請に係る3件の行政事件訴訟、計4件が提起されているところでございます。

以上でございます。

○内田政策審議監 19ページ、5チッソ株式会社の平成22年度決算の概要について御説明いたします。

本年5月12日に、チッソの平成22年度決算が発表されております。主力製品であります液晶の販売は好調で、前期を上回る167億円の経常利益が確保されております。なお、特措法等による一時金の支払いが特別損失に計上されたことから、法人税等の課税額がゼロというふうになっております。

平成23年の業績予想につきましては、チッソの事業を引き継ぎましたJNC単体で165億円の経常利益が予想されております。

次ページをお願いします。

続きまして、チッソの決算確定に伴う本年度の金融支援措置の額が、関係省庁等で構成されますチッソ金融支援連絡会議において確認されておりますので、以後説明を申し上げたいというふうに思います。

ポイントのみ御説明いたします。

まず、下の方の見開きの下段の部分をごらんいただきたいと思っております。

21ページの参考2の図の、まず右側をごらんいただきたいと思っております。

今回のチッソの経常利益の配分図でござい

ます。

連絡会議で申し上げましたルールに基づき、患者補償、租税公課、無利子化相当額、内部留保を除きました本年度のチッソからの公的債務の返済額、中ほどの黒い部分でございますが、74.3億円というふうになります。

左の図は昨年度の図ですが、昨年度は、租税公課が43.9億円ありましたけれども、今年は、租税公課額がゼロとなったため、前年に比べ公的債務返済額は大幅に増加しております。

上の20ページの参考1の図に戻っていただきたいと思えます。

金融支援措置の仕組みを図にしたものでございますが、ただいま申し上げました返済額74.3億円が、図の中ほどの一番上の矢印の⑥、可能な範囲で返済に当たります。

一方、本年度のヘドロ立替債と患者県債の償還額が、左側の二重線で囲みした部分の(ア)76.2億円でございます。約定償還と書いてあるところの下の部分でございますが、この差額1.9億円に対しまして、抜本支援策により、8割を国庫補助、2割を特別県債で充てるというふうにされております。その額が⑦の8割の部分1.5億円と、⑧あるいは⑩というふうになりますが、0.4億円というふうになります。

なお、この特別県債につきましては、元利償還は100%交付税措置をされております。

次ページをお願いいたしたいと思えます。

参考3でございますが、この資料は、特別措置法に基づくチッソの事業再編の流れを図にしたものでございます。

右側に、これまでの状況を記載しております。平成22年12月15日に、環境大臣がチッソの事業再編計画を認可しております。その後、23年1月12日に、チッソが事業会社のJNCを設立いたしまして、裁判所の事業譲渡許可を得て、4月1日からJNCによる事業を開始しております。

下段の事業会社の株式譲渡につきまして、特措法上も救済の終了及び市況の好転までは暫時凍結するというふうにされており、将来的な課題であるというふうに認識しております。

以上でございます。

○田代環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

23ページでございます。

地下水保全に係ります2点、報告を申し上げます。

まず、地下水保全条例の改正についてでございます。

昭和53年に地下水採取を届け出制にする条例を制定して以来、地下水の量と質、両面から保全を図っております。

現状は、熊本地域で長期的な地下水低下傾向を示しております。また、水質につきましても、県下各地で硝酸性窒素汚染、特に、乳児の酸素欠乏症につながるものでございますけれども、この問題が顕在化しております。

そうしたことを踏まえ、昨年度、10年ぶりの条例改正につきまして検討委員会を設けまして、基礎的な検討を行いました。現在、環境審議会の水保全部会において、具体的な検討を行いますとともに、大口の地下水採取者等に採取の減量や規制強化について意見を聞いている途中でございます。

条例改正の主なポイントは、(3)に整理しておりますように、地下水は公共水であることの位置づけ、熊本地域を想定した重点地域の設定、その重点地域での大口採取の許可制と涵養対策、節水対策の義務づけ、全県下での特に大規模な採取の許可制、それから硝酸性窒素対策の条例の規定化、そのほか、罰則の強化等を検討しております。

前例がない内容でございます。しっかりと問題点を詰め、本年度中に県議会に提案したいと考えております。途中途中で先生方にも

御意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の2点目でございます。次のページでございます。

公益財団法人くまもと地下水財団の設立についてでございます。

熊本地域11市町村と地下水採取者団体等と来々年4月の実働に向けて準備中でございます。

図にイメージを示してありますけれども、県や市町村の行政としての施策と協働する形で、下の方でございますけれども、地下水採取者や県民の皆様からの協力金、寄附金、それから行政からの基礎的な負担金によりまして、地下水保全の協働事業を実施するというものでございます。

この組織には、上の方でございますけれども、評議員会、あるいは理事会といたしました法定必置の機関とは別に、本財団独自にくまもと地下水会議といたしまして、知事や市町村長、主要企業、学者等で組織する合意形成会議を設けたいと思っております。

以上でございます。

○清田環境保全課長 次の25ページをらんください。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づきます平成22年度に実施しましたダイオキシン関係の調査結果でございます。

まず、1の環境調査でございます。

調査は、菊池・阿蘇・上益城地域を調査いたしております。

(1)の大気環境調査、(2)の地下水質調査、(3)の公共用水域水質・底質調査並びに(4)の土壤調査まで、環境調査測定を行っております。

その結果につきましては、すべて環境基準値以下でございました。結果につきましては、26ページから27ページの表1から表5まで示しておりますので、よろしくお願ひした

いと思ひます。

ちなみに、今年度は、八代・人吉・水俣地域の予定でございます。

県内を4つのエリアに分けて測定基本調査を行っております。

次に、また25ページにお戻りいただきたいと思ひますが、水俣地区の環境監視調査を行っております。これは、水俣市の百間排水路等におきまして汚染土砂が存在すると確認されましたことから、水域の水質、魚類について調査をしているものでございます。

水質、魚類につきまして、調査の結果でございますが、環境基準値以下、あるいは全国調査結果同程度となっております。結果につきましては、27ページの表6、表7に示してございますので、ごらんいただきたいというふうに思ひます。

なお、この汚染土砂のしゅんせつ工事につきましては、昨年9月に処理が完了しております。

続きまして、26ページをお願いいたします。

2の行政検査結果及び3の法定自己検査結果については、工場とかの発生源におきます行政検査と事業者みずからが実施します自己検査の結果でございます。

まず、2の行政検査結果でございますが、法に基づきます基準適合状況を把握するために、特定工場からの排出ガスや排水について調査を実施しております。延べ14施設を調査いたしましたが、2施設で基準超過をしておりましたために、適正処理を指導しております。超過しました2施設につきましては、設置者が改善完了後の測定を行い、基準が下回っていることをこちらで確認しております。

なお、ばいじん、燃え殻につきましては、2施設で埋立処理基準を超過していたため、適正処理を指導いたしております。

結果につきましては、28ページの表8、最

後のところに掲載しております。ここにも書いておりますように、不適合施設2と、埋立処理基準超過が、ばいじんが2、燃え殻が1という結果でございます。

それから、法定自己検査結果でございますが、法に基づきまして、排出ガス等の自己検査、これは1年に1回以上の自己検査の実施が特定施設の設置者等に義務づけられております。したがって、その実施状況について調査を行っております。

平成22年度末現在の自己検査実施義務対象施設は161施設ですけれども、検査を実施したものは123施設であり、1施設を除きまして、すべて排出基準以下でございます。排出基準超過の1施設は、上記の行政検査でも排出基準を超過していたために、改善命令を行い、排ガス中のダイオキシン類は基準を下回るように改善対策が完了しております。

なお、法定自己検査が未実施であります施設は38施設ありますけれども、そのうちの35施設は、平成22年度を通しまして、すべて休止中でありまして、調査対象外になっております。残りの3施設では、早急に自己検査を実施しており、現在その結果待ちの状況でございます。

以上です。

○清田環境保全課長 29ページをお願いいたします。大変失礼しました。

昨年度実施いたしました水俣湾の環境調査及び埋立地の点検・調査結果を報告するものでございます。

まず、水俣湾の水質及び魚介類等の水銀調査結果でございますけれども、②のとおり、年間を通じまして、5項目について調査しております。

③調査結果でございますけれども、水質及び地下水ともに水銀は検出されませんでした。また、底質の総水銀につきましても、3地点とも表の右の欄の暫定除去基準値を下回

っております。

次の30ページをごらんください。

魚類につきましても、2魚種ともに魚介類の水銀の暫定的規制値以下でございました。

なお、動物プランクトンの総水銀値につきましても、大きな変動はございませんでしたが、念のため、2回測定を行っております。

④本年度も、引き続き同様の調査を実施していきたいというふうに思っております。

次の31ページは、調査地点図でございます。

次の32ページは、水俣湾埋立地の点検・調査結果でございます。

これは、港湾課、都市計画課が担当しまして、水俣湾埋立地管理補修マニュアルに基づきまして、昨年度は、1月下旬から3月中旬にかけて実施されております。

調査内容と結果でございますが、次の33ページのカラーの航空写真をごらんいただきながら御説明をいたします。

まず、白い丸印で示しております埋立護岸の前面6地点の海水調査では、水銀は検出されておられません。次に、埋立地地盤調査ですけれども、写真の赤色及び黄色の網かけの埋立地部分です。地盤の標高を測量しておりますけれども、地盤の異常な沈下、陥没等は見られませんでした。

次に、構造物の変状調査ですけれども、青い線で示しました、ちょっとわかりにくいんですが、青い線で示しました護岸、岸壁及び3つの排水路を対象に調査を行いましたけれども、結果については、鋼材の電気防食は良好な状態を維持しておりまして、構造物の有害な変状は確認されませんでした。

以上でございます。よろしく願います。

○中島公共関与推進課長 34ページをお願いいたします。公共関与推進課でございます。

公共関与による産業廃棄物管理型最終処分

場は、県民の生活環境の保全や経済活動の維持、促進を図るため、必要不可欠なインフラとして整備に向けて取り組んでおります。

2のこれまでの取組状況でございますが、平成17年度末に南関町を建設地として決定した以降、さまざまな取り組みを行ってまいりましたが、平成21年度は、環境アセスメント手続の現地調査に着手をいたし、平成22年度は、処分場を屋根と外壁で囲い、処分場の処理水を河川に放流しないクローズド無放流型の施設構造を決定し、改めて地元説明を行ってきております。

3の最近の取組状況でございますが、事業の推進には、やはり何よりも地元の御理解が第一であるということから、これまでも地元説明を鋭意重ねてきておりますが、2月から3月にかけて、南関町で延べ10日間のお問い合わせ窓口を開設し、住民の方から生の御意見をちょうだいいたしております。

次のページです。

3月には、南関町全世帯及び和水町の関係地区の世帯にパンフレットを配布し、知事の思いや県の考え方をお伝えいたしました。さらに、本年度に入りまして、南関町のまちづくり懇談会に14日間参加をし、町全体への周知を図り、以後、南関町区長会、南関町議会、和水町議会等において、事業の進捗状況等を説明してまいってきております。

次に、環境アセスメント手続につきましては、施設ができた場合に周辺環境にどのような影響を与えるのかを科学的に予測し、その予測結果が各種基準の範囲内なのかなどを評価する手続ですが、現況調査を終了し、調査結果を踏まえて、影響を予測及び評価した結果、ほとんど問題がないことを関係者に説明しているところです。

今後、環境影響評価条例に基づきまして、調査、予測、評価結果をまとめました準備書の公告・縦覧を行い、その後、改めて住民説明会等を実施するなど、必要な手続を進めて

まいります。

4の今後の取組みでございますが、3月に南関町長及び町議会の受け入れ表明をいただきましたので、環境アセスメントの結果等を踏まえまして、安全対策、処分場の運営管理や廃棄物の種類等、細かな約束事を定めた本協定となる環境保全協定の年度内締結を目指しておりますが、まず、その前段階といたしまして、関係者の役割や姿勢など、基本的な事項を記した基本協定の締結を進めてまいりたいと考えております。

さらには、基本協定の締結ができましたならば、用地交渉や設計の準備にも着手できるものと考えております。

必要な事務手続は進めてまいります。地元の一部には強い反対意見の方もいらっしゃいますので、できるだけ多くの方の御理解を得られるよう、引き続き丁寧に説明責任を果たしてまいります。

36ページは、建設予定地周辺の航空写真を添付しております。予定地は、高速道路の菊水インター近くの山砂採掘跡地であり、写真の中央に2つの青い池が写っておりますが、この右側の池の部分が廃棄物の埋立予定地でございます。約30メートルほどのくぼ地となっております。

次の37ページは、処分場のイメージ図を添付しております。

地元では、地下水への影響、河川水への影響という御心配が強くあられましたので、処分場を屋根と壁で囲い、雨水を浸入させず、また、処分場内の処理水は、循環利用して河川に放流しないというクローズド無放流型という施設構造を採用し、安全性と安心感を高めております。

説明は以上です。

○松山くらしの安全推進課長 38ページをお願いいたします。

当課から2点、御報告をさせていただきます。

す。

まず、第9次熊本県交通安全計画の作成についてでございます。

今般、交通安全対策基本法の規定に基づき、本年度から平成27年度までの5カ年間における本県の交通安全の目標及び施策の方向性等を示します交通安全計画を作成したところでございます。

昨年度までの第8次計画におきましては、交通死亡事故の大幅減少等の成果をおさめることができましたが、一方では、課題も残されているところでございます。

このような現状を踏まえまして、2の(2)に記載しておりますように、本計画では、年間の交通事故死者数を今後5年間で56人以下にすることなどを目標に掲げるとともに、高齢者の交通安全の確保、自転車の安全利用、あるいは飲酒運転の根絶など、4項目を対策の重点として取り組んでいくこととしております。

次に、41ページをお願いいたします。

熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針（第2次）の策定についてでございます。

犯罪被害者等基本法及び国の犯罪被害者等基本計画等を踏まえまして、本県におきましても、県民が犯罪被害を受けた場合に必要な支援が受けられ、また、犯罪被害に対する県民の理解を深めるための施策等を取りまとめました取組み指針を、平成20年3月に策定したところでございます。

これまで全市町村に相談窓口を設置していただきますとともに、犯罪被害者週間を中心とした県民への広報啓発、あるいは県、市町村担当職員の研修等に努めてまいりましたが、取組み期間の終了に伴い、このたび、第2次取組指針として改定したものでございます。

42ページをお願いいたします。

今回の改定では、基本方針、重点課題等の骨格は変わっておりませんが、中学生や高校

生を対象とした命の大切さを学ぶ講演会の開催など、新たな施策を追加し、県民の理解の促進とこの支援施策の充実に努めていくこととしております。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 以上で報告が終了いたしましたので、報告について質疑を受けたいと思います。

何かございませんか。——いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 なければ、報告についての質疑を終了いたします。

その他で、先ほど質問がありました、平野委員からあった荒瀬ダムと八代海の関係。

○清田環境保全課長 環境保全課でございます。

荒瀬ダム関係での水質関係のお尋ねだというふうに思います。

一応現在22年4月からダムのゲートが開かれているということは御承知だと思いますけれども、その辺を含めて説明したいというふうに思っております。

平成22年4月からゲートが開放されまして、企業局が定期的な水質検査を行っております。企業局の方によれば、荒瀬ダム地点の河川の環境基準であるAA類型なんですけれども、その環境基準を満足しておりまして、良好な水質を保っているというふうに聞いております。

また、荒瀬ダムゲート開放前と比較して、それまで滞水区間、とどまった区間が流水区間になったと。瀬、ふちがあらわれたり、減水区間が流水区間になって河川らしい姿になってきているという報告がなされております。

なお、これまでの調査結果と今後のモニタリング経過について評価検証を行うため、企業局が荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員

会というのを設置されておられまして、5月24日にも第1回委員会が開催されまして、ゲート開放後、pH、BODが比較的安定して推移しており、水質が改善しているとの意見が出たということで担当から聞いております。

企業局では、平成22年度は、球磨川全体で水質が良好だったので、一概に評価はできないので、今後さらにデータの積み重ねが必要という御報告がっております。

以上です。

○溝口幸治委員長 いいですか。

○平野みどり委員 水質等の良好な状況の中で、八代海ですね、漁獲等に関しては農林水産部の方に聞きますので。

今、ちょっと確認ですが、今の企業局の水質検査というのは、あくまでも球磨川ですよ、球磨川以降の——八代海ということじゃないんですよね。

○清田環境保全課長 球磨川です。

○平野みどり委員 わかりました。

○溝口幸治委員長 次は、早田委員のアスベスト。

○清田環境保全課長 引き続きまして、環境保全課でございます。よろしく申し上げます。

早田先生お尋ねの件なんですけれども、実はうちも医療チームで、向こうに派遣された職員が担当班長ということでございますので、非常にこれには関心持っているわけなんですけれども、環境省からも同じような通知が参っております、やはり解体時におけるマスクの着用だとか、そういった適正な着用の仕方とか、そういうのを周知してほしいという通知が参りましたので、一応県の震災支援総

合窓口の方にも通知を出しまして、それと加えまして、ボランティア関係の受け皿であります社会福祉協議会についても通知を出して、こういったマスクの持参、正しい着用の方法について周知したところでございます。

以上です。

○早田順一委員 本当に、現場に行くと悲惨な状況でございます、熊本県の場合も、もしあいつたことが起こった場合に、ぜひ、今度防災計画の見直しがされていくと思えますけれども、石綿の飛散防止対策を盛り込んでいただけるように、ぜひ働きかけをお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○溝口幸治委員長 ほかに。

○藤川隆夫委員 黄砂の件で、結構最近ふえてきているかと思えます。昨年1年間にどの程度あったかという話と、実はこの黄砂によって健康被害、ぜんそくが起きたりだとか、あるいは咽頭炎等を含めて起こっております。そういうこと含めて、できれば、この黄砂に関して、起こりそうなときに、光化学スモッグと同じような情報が出せないのかどうかと、また、その黄砂の中の内容物に関して検査して、ある程度そういう有害なものがあるのかどうかというのがわかっていれば教えていただきたいと思えます。

○清田環境保全課長 私も、4月から環境保全課に参りまして、非常に天気関係は毎日気になっております。先生おっしゃるとおり、ことしも結構黄砂が参っております。黄砂というのは、大体浮遊粒子状物質、なかなか難しいんですけれども、SPMというのが来まして、黄砂の中にそういった10マイクロメートル、何かちょっと難しい言葉なんですけれども、粒子状物質が入っているということに

つきましては、今のところうちの方でちゃんと捕捉ができています。

ただ、先生も御承知のように、肺に沈着してぜんそくとか気管支炎を起こすような、もっと小さいやつ、PM2.5と言われているものなので、それが2.5マイクロメートルと言われているものですが、そういうやつも、先生御心配のように、掌握すべきじゃないかということで、昨年度、益城町の測定局に1局設置しております。

今後、平成23年度、今年度大体8局設置する予定です。予算ついておりますので。それから、その次の年度についても、またふやしていきたいというふうに考えております。

これにつきまして、先生がおっしゃるとおり、そういった組成とか、そういうところをここできちっと私が説明できればいいんですけども、まだそういったものについては、また改めて御報告に参りたいと思いますけれども、こういったものについて何ができるかというのは、県単独で判断できるものでもありませんので、国への要望も含めて対応してまいりたいと思っております。済みません、回数とかは報告できません。

○藤川隆夫委員 いいです。大丈夫です、それは。

新たに検査する場所を8カ所ふやして検査されていくということなわけですし、あらかじめ、ここで出たデータを使いながら、やはり県民に周知していってもらおうという方法をとっていただければと思います。

もう一点、実は貧困ビジネスという話が最近新聞等に出てきているかというふうに思います。生活保護者を対象にして、悪徳——暴力団関係だろうと思うんですけども、その付近の方が、それを搾取するような形の事案が都市部で多く見られておるかと思えます。

当然この熊本でも生活保護世帯、だんだんふえてきているようなこともありまして、そ

ういうふうな事例が実際今まであったのかどうか、恐らくこれは水面下で進んでいるということが多いだろうと思いますけれども、その情報があれば……。

○杉山消費生活課長 消費生活課でございます。

貧困ビジネスにつきましては、特に、今先生がおっしゃったように、生活保護関連といえますか、例えば、生活保護者を簡易宿泊所に住まわせて、それで生活保護費を搾取するというか、そういうケース等に当たるかと思えますが、参考までに、昨年1年間の私ども消費生活センターにございますP I O-N E Tという消費者情報の端末でございます。それで、生活保護と打ち込みまして、ヒットしたのが70件ございました。それ、くまなく見たところ、今先生おっしゃったようなケースはございませんでした。参考までに。

○藤川隆夫委員 わかりました。

これから当然起こってくる可能性高いかと思えますので、厳重に監視していただければと思います。

○杉山消費生活課長 わかりました。

○溝口幸治委員長 ほかに質疑ありませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。その他の質疑も終了いたします。

なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書等が2件提出されておりますので、参考としてお手元に配付をしております。

それでは、これもちまして本日の委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後0時14分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する  
厚生常任委員会委員長